

市税は納期内に納めましょう

市税は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供するための貴重な財源です。市税は、納期内に納付してください。

市税の納期は税目により異なります

市税の納期

市・府民税(普通徴収分)	6月・8月・10月・12月
固定資産税、都市計画税	5月・7月・9月・11月
軽自動車税	6月

※納期月の末日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が納期限となります。

コンビニでは

- レジに出された納付書は、全て納付されるものとして取り扱われます。納付する期を確認して出してください。
- 納付額が1枚につき30万円を超えるものは取り扱いできません。
- バーコードの印字されていないものは取り扱いできません。
- 納期限をすぎたもの、金額が訂正されたものは取り扱えません。

コンビニは納付書の裏面に記載されています。納付書はつづつに送付し、納付書はつづつに送付します。

納付書の納期を確認し、金融機関またはコンビニの窓口に出してください。

※口座振替用の納税通知書には、納付書は同封していません。

便利な口座振替の利用を

口座振替を利用すると、納期限の日に指定の口座から自動的に振替(払込)します。このため各税の納期(コンビニ)で納付することができません。

▽申し込み 6月15日(木)までに口座振替の申し込みを

※口座振替を利用の場合は、納税通知書の明細書に、申し込みの際に指定された金融機関・口座名・納付方法を記載してください。

※相談内容により京都府税・納税課へご相談ください。

した場合は、納期が7月の固定資産税、都市計画税第2期分から振替ができます。また、7月14日(金)までに手続きをした場合、8月の納期の市・府民税第2期分からの振替となります。

※口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申し込みがない場合があります)、または納税課で行うことができます。

※ゆうちょ銀行の場合は、納税課で受け付けできません。ゆうちょ銀行で申し込んでください。

※相談内容により京都府税・納税課へご相談ください。

※相談内容により京都府税・納税課へご相談ください。

※相談内容により京都府税・納税課へご相談ください。

※相談内容により京都府税・納税課へご相談ください。

個人市民税の減免

減免対象となる事由

個人市民税は前年の所得に基づいて課税をするため、次の①～⑤に該当し、徴収猶予、納期限の延長等によっても支払いが困難であると認められる場合には、申請により減免を受けることができます。

- ①生活保護法の規定による扶助を受けている場合
- ②失業、廃業などで所得が皆無となったため生活が著しく困難となった場合(退職の場合「雇用保険受給資格者証」の離職理由「1」)
- ③学生および生徒(前年の合計所得金額が65万円以下)
- ④災害により大きな損害を受けた場合(前年の合計所得金額が1千万円以下)
- ⑤その他特別の事情がある場合

申請書の内容の審査・調査の結果、申請の理由が相当なものであり、市長が必要と認める場合に減免が決定されます。

※前年の所得が基準額を超える場合や家族内に一定の所得がある場合は減免の対象とはなりません。詳しいことは、課税課市民税係にお問い合わせください。

◆問い合わせ 課税課

民生・児童委員の活動を紹介します

市では、厚生労働大臣から委嘱された民生委員・児童委員(以下、民生・児童委員)146人と民生・児童委員活動をサポートする支援員36人が、市内を7地域に分けて活動しています。

民生・児童委員の主な活動

- 【調査】地域内の高齢、障がい、母子、父子など、福祉問題を抱えている世帯の有無や、その世帯のニーズの把握を行っています。
- 【相談】地域で共に生活する隣人として、福祉に関する悩みや心配ごとの相談に応じています。
- 【情報提供】各種福祉制度やサービスについての情報提供を行っています。
- 【連絡調整】相談を受けた福祉問題について、適切な対応がとれるように、市や関係機関と連絡調整を行っています。
- 【その他】各種証明書などの取り扱い業務のほか、行政や社会福祉協議会などが実施する諸活動(要援護者の見守りなど)に協力しています。

民生・児童委員には守秘義務があり、相談内容などの秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

民生委員は、地域児童の健全育成を進める児童委員の役割も兼ねていることから、一般に「民生・児童委員」と呼ばれています。また児童問題を主に担当する主任児童委員も、各小学校区にそれぞれ配置されています。

民生・児童委員には守秘義務があり、相談内容などの秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

障がいのある人の軽自動車税を減免 申請は6月30日(金)まで

障がいのある人本人が所有する自動車や障がいのある人のために使用する自動車の軽自動車税を減免します。(障がいのある人1人につき1台)

◆問い合わせ 納税課

市内各地で街頭啓発活動

「民生委員・児童委員の日」活動強化週間



5月12日(金)の「民生委員・児童委員の日」から1週間は民生・児童委員の活動を広げて、民生・児童委員の活動について理解を深めていただく活動強化週間です。これに合わせ、民生児童委員協議会では、5月11日(木)から、商業施設等市内各地で活動をPRするティッシュを手渡し、街頭啓発活動を行いました。

新たに委嘱された民生・児童委員

地区	氏名	電話	担当地域
①八幡東	関西 幸恵	981-3358	二階堂2号線より西側
②男山北	松本 善美	090-6673-6006	笹谷5の一部(D8~13)
男山南	足立 寿美礼	757-2083	主任児童委員(くすのき小学校区)

※前担当の①関西勝子さんは二階堂2号線より東側、②米澤和子さんは笹谷6の一部(311~318)のみの担当に変更となりました。

◆問い合わせ 福祉総務課